

# 認知症介護に関する要望書

平成 20 年 9 月 16 日

宅老所・グループホーム全国ネットワーク

代表世話人	田 中 正 廣
同	惣 万 佳代子

2008年9月16日

厚生労働大臣 舩添 要一 殿

宅老所・グループホーム全国ネットワーク

代表世話人 田中正廣

同 惣万佳代子

## 認知症介護に関する要望書

私たちは、認知症など、支援の必要な高齢者が可能な限り、住み慣れた地域の中で「その人らしく」普通の暮らしを継続できるように、小規模で、かつ多機能なサービスを提供し、支援してきました。

小規模多機能ケアは、「住み慣れた地域で、自分らしく最期まで、暮らし続けたい」という高齢者の望みから生まれた実践と、実践に裏打ちされた理念であり、それは、厚生労働省老健局長の私的研究会である高齢者介護研究会が03年6月に発表した報告書「2015年の高齢者介護～高齢者の尊厳を支えるケアの確立に向けて～」の記述のとおりです。

そして、この高齢者の望みの実現は、05年4月に制度化された「小規模多機能型居宅介護」のほか、制度化のモデルとなった宅老所が長年取り組んできた介護保険対応の通所介護などと、制度外の泊まりなどの自主事業や、住民同士の支え合いなどとも組み合わせながら実現していくものと考えています。

このことは、厚生労働省社会・援護局長の求めに応じて開催された「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」が、08年3月に報告した「地域における「新たな支え合い」を求めて－住民と行政の協働による新しい福祉－」の考え方にも合致するものです。

私たちは、認知症など、支援の必要な高齢者とその家族が、地域とのなじみの関係を保ちながら、切れ目のないように暮らしを連続的に支援することで、高齢者の尊厳ある生活を支えてきました。高齢者の尊厳を支えるケアの確立に向けて、私たちは以下について要望いたします。

## 【1】通所介護（小規模型）、認知症対応型通所介護

### 1. 通所介護（小規模型）、認知症対応型通所介護の介護報酬の確保

家庭的な個別ケアで、利用者一人ひとりの生活を支えるため、小規模な通所介護の実践を行っている小規模型デイ及び認知症対応型デイについて、そのことが支えられるような報酬の確保をお願いしたい。

## 【2】「通所介護＋制度外の自主事業」による小規模多機能ケアへの理解

### 1. 「通所介護＋制度外の自主の泊まり」への理解

通所介護に連続して、制度外の自主の泊まりなどを組み合わせることで、在宅での暮らしの継続を実現してきた小規模多機能ケアを、「小規模多機能型居宅介護」の創設に伴って実施できなくなるものではない、という解釈通知が2回発出されているものの、自治体によってはその解釈に格差がある。自治体への理解の徹底をお願いしたい。

### 2. 「有料老人ホーム」と一線を画く、小規模多機能ケアの「長期の泊まり」

「住み慣れた地域で、自分らしく最期まで、暮らし続けたい」という高齢者の願いや、そうさせたいという家族の思いを支えるため、宅老所では、これまで「通所介護」に加えて「自主の泊まりや自宅支援」で対応してきた。

自宅での暮らしが困難な日が続けば、通所介護での自主の泊まりは長期化する。それでも、住み慣れた地域で、なじみの関係を保ちながら、人生の拠り所や暮らしの基盤を自宅に残したまま、居を移さないで済むあり方は、支援の必要な高齢者の生きる意欲や誇り、家族の気持ち、あるいは在宅を支援する介護職員の士気を高めてきた。今後は、地域に開かれた宅老所として、利用者や家族、自治体担当者や地域住民が運営に携わる地域会議の設置や、自己並びに外部評価の公表などについて、宅老所・グループホーム全国ネットワークとして積極的に取り組んでいく所存である。老人福祉法の改定によって、有料老人ホームの定員枠が撤廃されたが、「通所介護＋自主の長期の泊まり」は、居を移して暮らす「有料老人ホーム」とは一線を画すものであることを理解いただきたい。

### 【3】小規模ケアを担う人材確保とその待遇の改善

小規模ケアに求められることは、一人ひとりの職員の熱意と、日ごろからの資質向上のための研鑽である。

いくら熱い思いと希望をもって就職してきた職員であっても、それを評価する賃金保障がなければ、職員の意欲と介護現場の士気の低下に伴って、疲弊し、その思いとは別に離職せざるをえない事態にまで追い詰められている。

これらの状況は、職員の質向上以前に、介護現場の運営そのものに支障をきたす事態となっている。

このような状況を鑑み、介護職員の人材確保と待遇の改善について、緊急な対応をお願いしたい。

宅老所・グループホーム全国ネットワーク

事務局

〒981-0954 宮城県仙台市青葉区川平 5-3-18-207

TEL : 022(719)9248 FAX : 022(719)9251

E-mail : takurousyo\_net@clc-japan.com

[http : //www.clc-japan.com/takurousyo\\_net/](http://www.clc-japan.com/takurousyo_net/)